

職員の給与改正等について

「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」および 「学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 について

1 給料表の改定について

【幼稚園教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、給料表の改定を行う。

幼稚園教育職員に係るもの

公民較差分（給与月額 526 円、0.13%）を上げる。

※改定後の給料表は、平成 29 年 4 月 1 日に遡って適用する。

※学校教育職員に係るものについては、東京都人事委員会勧告に沿った改定を行うこととし、公民較差分（給与月額 74 円、0.02%）が極めて小さいため、改定を見送る。

2 特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数の改定について

【幼稚園教育職員および学校教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を 0.1 月（幼稚園再任用職員は 0.05 月）引き上げる。

I 民間における支給状況を勘案し、引き上げ分は全て勤勉手当に割り当てる。

(1) 一般職員

	現行	改正案
特別給全体 【年間支給月数】	<u>4.40 月 (2.30 月)</u>	<u>4.50 月 (2.35 月)</u>
・期末手当	2.60 月 (1.45 月)	2.60 月 (1.45 月)
・勤勉手当	<u>1.80 月 (0.85 月)</u>	<u>1.90 月 (0.90 月)</u>

※（ ）は幼稚園再任用職員

(2) 管理職員

	現行		改正案
特別給全体 【年間支給月数】	<u>4. 40 月 (2. 30 月)</u>	⇒	<u>4. 50 月 (2. 35 月)</u>
・期末手当	2. 20 月 (1. 25 月)		2. 20 月 (1. 25 月)
・勤勉手当	<u>2. 20 月 (1. 05 月)</u>		<u>2. 30 月 (1. 10 月)</u>

※ () は幼稚園再任用管理職員

II 平成 29 年度においては、勤勉手当の支給月（年 2 回）のうち、12 月期の勤勉手当を引き上げることにより対応を行い、平成 30 年度からは、引き上げ分を 6 月期と 12 月期の 2 回に分けて支給するよう支給月数を調整する。

(1) 一般職員

	現行	平成 29 年度	平成 30 年度から
勤勉手当全体 【年間支給月数】	<u>1. 80 月 (0. 85 月)</u>	<u>1. 90 月 (0. 90 月)</u>	1. 90 月 (0. 90 月)
6 月期	0. 90 月 (0. 425 月)	0. 90 月 (0. 425 月)	<u>0. 95 月 (0. 45 月)</u>
1 2 月期	<u>0. 90 月 (0. 425 月)</u>	<u>1. 00 月 (0. 475 月)</u>	<u>0. 95 月 (0. 45 月)</u>

※ () は幼稚園再任用職員

(2) 管理職員

	現行	平成 29 年度	平成 30 年度から
勤勉手当全体 【年間支給月数】	<u>2. 20 月 (1. 05 月)</u>	<u>2. 30 月 (1. 10 月)</u>	2. 30 月 (1. 10 月)
6 月期	1. 10 月 (0. 525 月)	1. 10 月 (0. 525 月)	<u>1. 15 月 (0. 55 月)</u>
1 2 月期	<u>1. 10 月 (0. 525 月)</u>	<u>1. 20 月 (0. 575 月)</u>	<u>1. 15 月 (0. 55 月)</u>

※ () は幼稚園再任用管理職員

3 施行期日について

(1) 給料表の改定（幼稚園教育職員）

公布の日（平成 29 年 4 月 1 日から適用）

(2) 特別給支給月数の改定（幼稚園教育職員および学校教育職員）

平成 29 年度 公布の日

平成 30 年度から 平成 30 年 4 月 1 日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の120</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の42.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の47.5</u>」と、「100分の110」とあるのは「100分の52.5」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の90</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の110</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の52.5」とする。</p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>

【第2条による改正】

新	第1条による改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の120</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の47.5</u>」と、</p>

新	第1条による改正後
(第4項から第7項まで省略)	「100分の110」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の57.5」とする。 (第4項から第7項まで省略)

【改正付則】

新	旧
付 則 (施行期日等)	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第30条第2項および第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。 (切替日から施行日の前日までの間における異動者の号給)</p> <p>3 平成29年4月1日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。 (切替日前の異動者の号給の調整)</p> <p>4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整)</p> <p>5 施行日から平成30年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から改正後の条例の規定が適</p>	

新	旧
<p><u>用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u> <u>(給与の内払)</u></p> <p>6 <u>改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>(委任)</u></p> <p>7 <u>付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>	

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の120</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の90</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の110</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p>

【第2条による改正】

新	第1条による改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u> (第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の120</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。</u></p>	